

見附市告示第147号

見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年11月26日

見附市長 稲田亮

見附市子育て応援カード事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市子育て応援カード事業実施要綱（平成19年見附市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第1条中「満18歳未満の子どもを養育する保護者」を「子育て世帯」に、「できるカード」を「できる見附市子育て応援カード（スマートフォン等で表示するものを含む。以下「カード」という。）」に、「子育てを行う保護者」を「子育て世帯」に改める。

第2条第1項中「を市長に提出」を「又は電子申請フォームにより市長に申請」に改め、同条第2項中「申請書の提出」を「申請」に改める。

第3条中「を市長に提出」を「又は電子申請フォームにより市長に申請」に改める。

第4条第1項中「見附市子育て応援カード」を「カード」に、「人」を「者」に、「胎児を含む満18歳未満の子ども（満18歳に達した日以後、最初の3月31日までの間にある者を含む。）を養育している保護者」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 胎児を含む満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する保護者（1世帯につき2人までとする。以下「保護者」という。）
- (2) 満6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「子ども」という。）

第4条第2項を削る。

第5条第1項中「見附市子育て応援カード」を「カード」に、「人」を「者」に、「見附市子育て応援カード交付・再交付・変更・追加申請書（別記第3号様

式) を市長に提出」を「電子申請フォームにより市長に申請」に改め、同条第2項中「申請書の提出」を「申請」に、「見附市子育て応援カード及びコミュニティバスカード（以下「カード」という。）」を「カード」に改め、同条第3項中「カードを紛失した場合又は」を削る。

第6条中「人」を「者」に、「カードに氏名等を記載された人」を「前条の規定によりカードの交付を受けた者」に改める。

第7条中「カードの裏面に記載する日まで」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日まで」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 保護者 当該保護者が養育する者が満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(2) 子ども 当該子どもが満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する要件を具備しなくなった者の有効期限は、当該要件を具備しなくなった日までとする。

第8条を削る。

第9条の見出し中「返却」を「削除」に改め、同条中「人」を「者」に、「カードを返却」を「電子申請フォームにより市長に当該カードの削除を申請」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(不正利用に対する措置)

第10条 カード利用者は、カードを第三者に貸与してはならない。

2 市長は、カードを第三者に貸与し、又は不正に利用した者に対し、カードの発行の停止等の措置を講じるものとする。

別記第1号様式中

「

提供するサービスの内容	※
-------------	---

」を

「

提供するサービスの内容	※
P R 文	

」に、

「市のホームページ」を「市のホームページ等」に改める。

別記第3号様式を削る。

附 則

この要綱は、令和8年1月20日から施行する。